

世界遺産登録の意義 —地域への影響—

筑波大学大学院人間総合科学研究科世界文化遺産学専攻

准教授 黒田 乃生



1. 世界遺産の概要

(1) はじめに

2010年7月、「ビキニ環礁」がマーシャル諸島共和国はじめての世界遺産に登録された。1946年から1958年にかけて67回の核実験が行われ、核廃絶の象徴として文化遺産に登録されたのである。世界文化遺産はエジプトのピラミッド（正式名称は「メンフィスとその墓地遺跡-ギーザからダハシュールまでのピラミッド地帯」）などの遺跡、フィリピン・コルディリエーラの棚田群のような文化的景観、「ビキニ環礁」や「原爆ドーム」などいわゆる「負の遺産」といわれるものまで多様である。

1972年にユネスコによって採択された世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約（以下「世界遺産条約」）を批准している国は2010年で187カ国ある。そのうち21カ国の政府によって世界遺産委員会が構成されている。世界遺産委員会は年1回開催され、そこで「リスト」に登録する物件を決定する。この物件が「世界遺産」とよばれるものである。世界遺産の種類には文化遺産、自然遺産のほか、文化遺産と自然遺産の両方の価値をもつ複合遺産がある。2010年度は15件の文化遺産、5件の自然遺産、1件の複合遺産が新たに登録され、世界遺産の数は911件になった。

世界遺産条約の前文には「かけがえのない物件（いずれの国民に属するものであるかを問わない）を保護する

ことが世界のすべての国民のために重要であるⁱ」と記されている。人類にとって大切な遺産を国の垣根を越えて守ることを大きな目的としているのである。

(2) 顕著な普遍的価値

世界遺産は「顕著な普遍的価値（outstanding universal value）」をもつものと定義されているⁱⁱ。世界遺産はそれぞれの国の文化遺産とどう違うのか、という問いにユネスコは次のように答えている。「すべての国や地域には誇りとなり、称賛されるべき遺産がある。世界遺産条約はそれらが世界遺産に登録された地区であるなしにかかわらず、遺産の特定と保護を推進している。そして、世界遺産は文化遺産と自然遺産のもっとも優れた事例、地球上の文化と自然の多様性と豊かさを反映するリストなのであるⁱⁱⁱ。」つまり、それぞれの国には多くの受け継ぐべき遺産があり、そのなかで「顕著な普遍的価値」があるものが世界遺産としてリストに登録されると解釈できる。世界遺産は決して地域の豊富な遺産と世界遺産に登録された資産を差別化するためにあるのではなく、地域の遺産すべての特定と保護を目指しているといえる。

OUVと略して言われることも多い「顕著な普遍的価値」については、世界遺産委員会でも多くの議論が交わされた。たとえば、世界遺産の数が増え続けることで顕著な普遍的価値は担保できるのか、特定の地域の人々にと

っての顕著な普遍的価値が人類共通の価値として共有できるのか、などである。顕著な普遍的価値について検討した会議では、概念そのものが変化していること、正しく理解されていない場合が多いこと、そのため地域住民や先住民もふくめた関係者が広く価値の特定に参加する必要があるとされている^{iv}。

(3) 世界遺産登録の過程

世界遺産に登録される過程は、国内の暫定リストに記載される第一段階、世界遺産に推薦され審議される第二段階がある。日本の文化遺産の暫定一覧表には現在11件が記載され、関係する自治体が準備を進めている。

暫定一覧表に記載された物件のうち、準備が整ったものから世界遺産委員会に推薦書を提出し登録が審議される。文化遺産の審査はイコモス（国際記念物遺跡会議）によってデスクアセスメントと呼ばれる書類審査と現地調査の2つの方法で行われる。デスクアセスメントでは、推薦書の内容について専門家が顕著な普遍的価値があるかどうか、現地調査では推薦書と照らし合わせた状況の確認、保護やマネジメントのしくみが有効に機能しているかが視点となる。筆者がイコモスの専門家としてフィリピンの世界遺産候補地を担当した時には、現地調査はあくまでもマネジメントの状況や推薦書の内容と現地の状況の確認をするのが目的で顕著な普遍的価値があるかどうかを審査するものではない、とイコモス本部から事前に任務について説明があった。現地の受け入れ側には派遣される1名の調査員が登録の可否を握っていると誤解されがちだが、決してそのようなことはない。現地調査と書類審査を総合してイコモスによる評価レポートが作成され、世界遺産委員会で審議されるのである。イコモスによる評価は登録、情報照会、登録延期、登録しない、の4段階である。「石見銀山遺跡とその文化的景観」が「登録延期」から「登録」へと逆転勝利したように、イコモスの審査結果は世界遺産委員会での議論をへて変更される場合もある。

登録のための準備段階で問題になるのが、世界遺産条約第5条にある「自国で保護のしくみが整えられていること」という点である^v。なにを世界遺産にするかの第

一段階として、まず価値を構成する「登録資産」を特定し、必要に応じて「バッファーゾーン（緩衝地帯）」を設定しなければならない。これまで日本で文化遺産に登録された資産は文化財として指定または選定されている。また、バッファーゾーンは自然公園や自治体の景観条例などで規制されている場合が多い。世界遺産登録を目指している各地域でも、構成資産を特定しバッファーゾーンを検討し、それらにどのように制度の網をかぶせていくのかというのは大きな課題のひとつであろう。しかし、後述するように目に見える資産のみを絞りこむ作業は、同時に地域にある大切なものを切り捨ててしまう危険性を孕んでいることを認識する必要がある。

2. 世界遺産登録と地域への影響

(1) 「白川郷」の事例

白川村荻町は1995年に「白川郷・五箇山の合掌造り集落」として世界遺産に登録された。岐阜県白川村荻町（図1）、富山県南砺市菅沼、相倉の三つの集落が登録資産である。世界遺産の推薦書では合掌造り家屋のユニークさや特徴的な農村景観などが価値とされている。白川郷の登録後の変化や観光の問題については既往研究に詳しいが、本稿ではこれから世界遺産を目指す地域にとって注意しなければならない点として、登録による「地域格差」について述べる。



図1 世界遺産白川郷合掌造り集落

図2は白川村の来訪者数の推移を示している。白川村では2009年には173万人の入り込みがあった^{vi}。世界遺

産登録と東海北陸自動車道の開通によって観光客が大きく増加していることがわかる。

一方、白川村には世界遺産地区以外にも合掌造りの家屋が点在している。なかでも、世界遺産の地区から車で20分ほどの御母衣という集落にある旧遠山家住宅は世界遺産に登録される30年近く前の1967年に観光客向けに公開をはじめた。遠山家は昭和初期からいわゆる「大家族制」で有名になった合掌造りの家屋である。「大家族制」は明治期から昭和中期にかけて「白川郷」の代名詞ともなり、遠山家は雑誌記事や研究論文で広く取り上げられた結果、1971年には国の重要文化財に指定された。この旧遠山家住宅は世界遺産登録直後の1996年には約2.5万人の入り込みがあったが、2000年には約2万人、2009年には約6千人と半分以下に減少した。世界遺産登録をきっかけに荻町に観光客が集中し、結果として遠山家の来訪者は減少した。同じ村のなかでの「地域格差」が起つたのである。

2008年には荻町の隣の鳩谷という集落にある一棟の合掌造り家屋が解体された。荻町以外の白川村に残された合掌造り家屋は村の文化財にも指定されておらず、所有者が維持できなくなれば解体され、その後には普通の新築の家屋が建設される。世界遺産に登録され、観光業で「世俗化」されたという指摘もある白川郷だが、村民すべてが観光業で潤っているわけではなく、村全体で見た場合には偏りがあるのが現状である。

白川村では2008年に景観計画が策定された。景観計画は世界遺産のバッファーゾーンへの規制を明確にする一方、世界遺産地域以外の集落の景観形成を含むまちづくりを支援し促すことが可能な内容となっている。世界遺産の荻町を保護することは最優先課題だが、今後は村全体、地域全体を俯瞰した取り組みが必要であり、それを推進するためには行政の体制の充実が望まれる。2010年現在、白川村では現在教育委員会に文化財担当者が2名（うち1名は嘱託職員）である。中心となっている1名は建築の専門家だが、荻町の現状変更の申請から、世界遺産以外の村の文化財にかかわること、各地からのさまざまな問い合わせの対応まで担当している。他の多くの

世界遺産を目指している自治体が「世界遺産推進室」を設置し数名の専門家を含む職員を配置していることを考えると、あまりにも少なすぎるというのが実感である。白川村は合併しておらず、最低限の人員で業務を遂行しなければならない事情はあるものの、適切な遺産管理には人員の補充もふくめた組織の見直しも検討課題である。

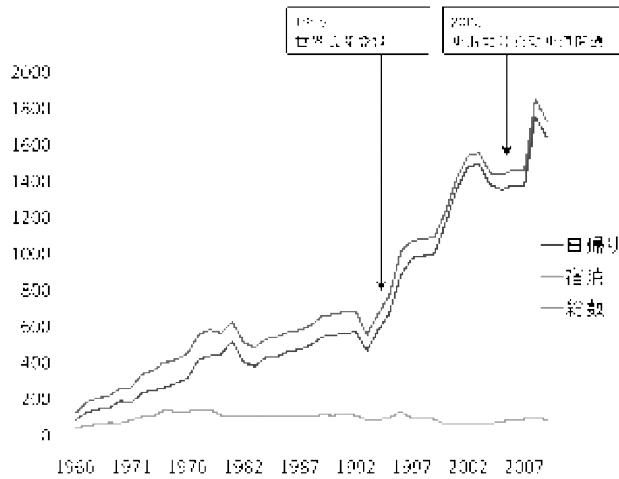


図2 白川村来訪者数の推移

(2) 石見銀山の事例

「石見銀山遺跡とその文化的景観」(以下「石見銀山」)は2007年に世界遺産に登録された。銀の採掘・精錬から運搬・積み出しまでの一連の鉱山開発を表す「銀鉱山跡と鉱山町」、「港と港町」、「街道」が登録資産となっている。島根県大田市石見銀山課には考古学の専門家などを含む12名が配置され世界遺産保護の実務に携わっているほか、島根県にも世界遺産推進室がある。専門家は発掘調査や石見銀山に関する研究を継続して行っており、組織という点では充実した体制である。

石見銀山は「わかりにくい遺産」といわれている。約440haの登録資産のうち80%の370ha、バッファーゾーンも含めると3670haという広大な地域の80%が森林である^{vii}。山吹城跡に登ると一望できる世界遺産のエリアは一面の森林とその先にひろがる日本海である(図3)。この森林を見て、かつて多くの人びとが暮らし、銀を採掘し、精錬していた活気、音、においなどを想像するのは至難の業である。しかし、ここを訪れたイギリスの産業遺産の専門家が言ったように、見えない過去のいと

なみを想像する過程こそが「ロマンチック」であり、「文化的景観」の価値となっているともいえよう^{vii}。



図3 山吹城跡から望む石見銀山

石見銀山には2008年に世界遺産センターがオープンした。観光客はセンターの展示で広大な石見銀山の全容を把握したのち、パークアンドライドで大森銀山のまちなみ（大森銀山重要伝統的建造物群保存地区）や龍源寺間歩を訪れる。登録当初は龍源寺間歩まで路線バスが行っていたが、観光客の多さに比例してバスが頻繁に往復し、地域住民や徒歩の観光客に影響があるため廃止された。その結果、観光客は途中の銀山公園から約2kmの道のりを間歩までを歩くことになり、大森銀山のまちなみへの入り口が減少したという指摘もある。

石見銀山では大森銀山のほか温泉津（温泉津重要伝統的建造物群保存地区）、沖泊、鞆ヶ浦（ともに国指定史跡「石見銀山遺跡」）の3箇所が世界遺産の構成資産であり、現在も人が住んでいる集落である。温泉街の温泉津は世界遺産登録直後には予約も難しい状況になったが今は落ち着いているという。しかし、一時的な「世界遺産フィーバー」によって、常連の宿泊客が遠のいてしまったという話も聞いた。沖泊と鞆ヶ浦は小さな集落で、過疎化と高齢化が進み空き家が目立つ。観光客に少しでも足を向けてもらうために、県や市はこの2つの集落に「ガイダンス施設」を設置する計画だという。

石見銀山では世界遺産に登録された資産のなかでも観光客が訪れるところは集中しており、注目度に差が生じている。すべての登録資産に簡単に行くことができない

ため、この差はやむを得ないともいえる。沖泊と鞆ヶ浦の保護のありかたとしては「価値を説明する」だけではなく、徐々に人が減っていく集落をどのような形で次世代に繋げていくのか方向性を明確にする必要がある。人びとが普通に生活を継続できる環境を整えることは、「ガイダンス施設」を設置するより遥かに困難なことかもしれない。しかし、生活を続けることこそが遺産の保護であるという認識にたちかえる必要がある。

3. 「世界遺産」を活用した地域の取り組み

(1) 五箇山の棚田オーナー制度

次に、世界遺産を活用した取り組みの事例を紹介する。「みんなで農作業の日in五箇山」は平成12年に利賀村（南砺市利賀地区）の休耕地を活用する目的で始まった。そば、赤カブのオーナー制度をはじめ、農作業を手伝うコーリャク隊などの事業を展開している。現在は農業公社と南砺市の農政課によって運営されている。中心となる農業公社は中山間地直接支払い制度を活用して設立された。



図4 棚田オーナーによる稻刈り

この事業のひとつに世界遺産である五箇山相倉の棚田オーナー制度がある。参加者は年2万円を支払って、田植え、草刈、稻刈り（図4）、収穫祭と4回のイベントに参加し、30kgの玄米と味噌などの特産品を受け取るしくみである。集落の入り口に近い田をオーナー制度に活用することで参加者も世界遺産で農作業をしている気分を味わうことができる。余った米は「世界遺産米」として現地で販売しているが、すぐに売切れてしまうとの

ことである。棚田オーナーに参加しているのは、主に金沢や富山など近郊都市からの家族、企業で、半数がリピーターである。現在は補助金を活用しながらの運営であり、資金面など今後継続するための方策を練らなければならない時期に来ている^{ix}。

この事業は決して「世界遺産ありき」でつくられたものではなく、農業公社など世界遺産地区周辺の五箇山の人びとによって支えられている。担当者へのヒアリングによると、世界遺産の集落とそうでない集落を差別化しない五箇山全体での取り組みであること、相倉、菅沼が世界遺産に登録されたからこそ地域全体も潤っているという広い理解があるとのことだった。

(2) 石見銀山の森林管理

石見銀山ではさまざまな団体によって世界遺産保護に関連する活動が行われているが、森林の管理に一役買っているのが「NPO法人緑と水の連絡会議」である。このNPO法人は三瓶山の草地の保全活動など、地域の人や子どもたち、外国人向けに森林管理の活動を展開しているが、石見銀山では「世界遺産を守る森づくり」として竹の間伐を行っている。

登録資産である銀山柵内の森林は史跡に指定され、竹林を他の植生へと変換することはできないとされている。しかし、一方では竹林が繁茂し、植生が遷移しているという問題点も指摘されている^x。こうした状況を受けて「NPO法人緑と水の連絡会議」では大田市の小学生を対象に「タケノコローラー作戦」を展開してタケノコ掘りをしたり、間伐した竹をチップに粉碎して道路の舗装に活用したりしている。登録資産の保護だけでなく、それをとりまく森林の管理の継続は世界遺産の適切な管理への具体的で有効な取り組みとして評価できる。

4. おわりに

世界遺産を抱える自治体、目指している自治体の行政に必要なのは地域を俯瞰する視点である。世界文化遺産を目指す過程では地域全体に広がるさまざまな資源から世界遺産のストーリーにあうものを絞り込み、文化財指定する作業が進められる。白川村の事例のようにその過

程でこぼれおちたものと世界遺産の登録資産との「格差」が生じることもある。地域にある多様で豊富な資源をまもることと世界遺産保護が相反する結果になってしまい、これでは冒頭に述べた世界遺産条約がめざしている「地域の遺産すべての特定と保護」にはならない。そのためにも世界遺産の枠組みづくりと並行する地域全体を見据えた計画づくりが必要である。

次に必要なのは世界遺産を活用した民間の取り組みの推進である。観光客の増加は地域の活性化にもつながり世界遺産の最も期待される効果である。しかし、石見銀山のように、アクセスの難易によってにぎわうところとそうでないところが生じることもある。にぎわっていないところにも一律に来訪者を呼び込むという発想ではなく、人が生活している場所では現在の生活をそのまま続けることこそが保護に繋がるという認識に立って取り組みを進めるべきである。そのためには行政だけではなく民間の力を活用しながら、世界遺産を利用して地域の生活を支えるために何ができるのかを考える必要がある。

本号の特集でもある四国遍路は目に見える靈場や遍路道だけではなく接待など独特の風習によって支えられている。徳島県内で接待所を設置しているのは個人や自治体などさまざまだが、個人で行っている場合には接待所が親から子へと引き継がれるケースは少ない^{xii}。接待を始める動機はさまざまだが、自宅周辺や店の片隅を利用してはじめることが多いという。個人による接待所は四国遍路の道沿いに現れては消えることを繰り返しながら今まで継続しているのである。こうした目に見えない風習は文化財として特定することは困難だが、四国遍路を支える不可欠の要素でもある。世界遺産を目指す過程で接待のような風習が重要であると文字で記すだけではなく、文化財指定などとは別にそれらを継続し支援するしくみが必要であろう。

世界遺産を目指す各地域では海外の評価を得るために大金を使っているともいわれている^{xiii}。また、文化財指定を急ぐあまり担当者が公文書を偽造し新聞をにぎわしたこともある。このような事態は世界遺産条約の目的にかなったものとはいえない。世界遺産を目指す中で最も

重要なのは、地域全体にひろがる文化のつながりを再確認すること、遺産として次世代に受け継ぐ気持ちが地域の人びとに生まれること、その中であらたな取り組みを誘発することであると思う。世界遺産という大きな目標に進むメリットは登録される資産だけではなく、それをとりまく様々な地域の資産をも底上げしてまもり伝えることが可能なしきみができることではないだろうか。

i 日本語訳は(社)日本ユネスコ協会連盟HP訳文を参照（参照日 2010. 8. 12）
<http://www.unesco.or.jp/contents/isan/about.html>

ii 世界遺産条約履行のための作業指針(operational guideline)
 45項に世界遺産が定義されているが、すべてが「顕著な普遍的価値を有するもの」となっている。
 文化庁、文化遺産オンライン
http://bunka.nii.ac.jp/jp/world/h_13_2A.html

iii UNESCO (2008) The Operational Guidelines for the Implementation of the World Heritage Convention
<http://whc.unesco.org/archive/opguide08-en.pdf>

iv UNESCO (2008) World Heritage Information Kit, P.5
<http://whc.unesco.org/uploads/activities/documents/activity-567-1.pdf>、筆者訳

v 締約国は、自国の領域内に存在する文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備のための効果的かつ積極的な措置がとらされることを確保するため、可能な範囲内で、かつ、自国にとって適当な場合には、次のことを行うよう努める。(世界遺産条約第5条)

(日本語訳は(社)日本ユネスコ協会連盟HP訳文を参照（参照日 2010. 8.12）
<http://www.unesco.or.jp/contents/isan/about.html>)

vi 白川村統計より
<http://shirakawa-go.org/lifeinfo/info/kankou/main.htm>

vii 黒田乃生 (2009) 日本の世界文化遺産における森林の現状に関する考察、ランドスケープ研究 72(5)、pp. 645-650

viii 石見銀山遺跡国際シンポジウム「鉱山遺跡の文化的景観～石見銀山遺跡の未来を考える～」での発言。筆者はパネラーとして参加 (2006年5月28日大田市にて開催)

ix 春名美玲、黒田乃生 (2010) 五箇山相倉集落における農地保全に関する研究、ランドスケープ研究 73(5)、pp. 751-754

x 平成18年度撮影の航空写真を基に作成されたデータでも約25%の竹林があるとされている。(井上雅仁 (2007) : 石見銀山の森林の現状と課題：第15回全国雑木林会議石見銀山大会報告書：第15回全国雑木林会議石見銀山大会実行委員会、26)

xi 横笠奈穂美 (2010) 四国遍路の接待文化の現状-徳島県における休憩所に着目して-、筑波大学大学院人間総合科学研究科世界遺産専攻修士論文

xii 佐藤剛弘 (2009) 「世界遺産」の真実、祥伝社新書、pp. 219-222

Profile 黒田 乃生 (くろだ のぶ)

造園学・博士（農学）

2003年 東京大学大学院農学生命科学研究科博士課程修了

2004年 筑波大学大学院人間総合科学研究科准教授

白川村景観審議会委員、石見銀山調査活用委員会委員 など